

第204回 岩手県開発審査会 議事録

日時 平成31年3月25日（月）13時33分から

場所 岩手県公会堂 1階15号室

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただ今から、第204回・岩手県開発審査会を開催いたします。

本日は、審査会委員7名のうち5名の御出席をいただいております。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定による所定の定足数に達し、当審査会が成立したことを確認いたしましたので、御報告いたします。

開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課・山田総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますので、坂田会長、議事の進行をよろしく願います。

○会長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。議事の進行を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日予定していたお1人の中村委員がいらっしゃいませんので、松本委員をお願いし、松本委員と新田委員をお願いしたいと存じます。よろしく願います。

○両委員（「はい。」の声）

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

議案第1号の整理番号1番から14番まで及び16番、17番、19番は、個人に係る案件であり、情報公開条例第7条第1項第2号に該当する個人情報が含まれることから、非公開とすることが相当であると考えております。

議案第1号の整理番号15番及び18番につきましては、法人に係る案件であり、かつ、情報公開条例第7条第1項に該当する情報が含まれないものと考えられることから、公開対象となるも

のと考えております。

○会長

今の事務局の説明どおり、議案第1号の整理番号15番及び18番につきましては公開とし、その他については、特定の個人が識別されるものと考えられることから非公開としたいと思います。以上につき、よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思います。審議の進め方について、事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、審議件数が19件となりますので5回に分けて御審議いただきたいと考えております。まず、公開案件である議案第1号の「整理番号15番、18番」について御審議いただきます。その後、傍聴者及び報道機関の方々に御退席をお願いし、非公開案件となる17件を類似の基準毎に4回に分けて御審議いただきます。

具体的には、初めに整理番号1番から5番まで、次に6番から8番まで、次に9番から14番及び16番、そして最後に17番及び19番の順で御審議いただきたいと考えております。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入ります。

議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号15番及び18番を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

（説明省略）

○会長

それでは質疑に入ります。本議案について、質問等はございませんか。

○会長

現在ドローンに使われているのは約18%で、将来的に急速に広がっていくという可能性はないのでしょうか。

○事務局

聞き取りしたところでは、ございません。

○委員

一般向け体験コースは今後行わないのでしょうか。

○事務局

是正指導した段階で自主的に中止し、今後も行わないとのこと。

○委員

事業計画では、幅広い産業に対応したドローン操縦訓練となっているので、これから発展的な事業のように思えるのですが。

○事務局

今後、建物を一般向けの体験で使うことはしないが、例えばどこかの広場を利用して、ドローンのイベントを開催するという事は少し考えていると聞いております。

○委員

事業全体では広がりがあるけれども、この場所としては限定的に使うということでしょうか。

○事務局

そうです。

○会長

私の友人もドローンを使う会社を立ち上げておまして、本当に、技術革新が急速です。ドローン事業自体の発展は悪いことではないので、きちんと法にのっとってやっていただけると良いと思いますが、いかかでしょうか。

○委員

用途変更とありますが、どのような用途に変更されるのでしょうか。

○事務局

議案書にも書いてありましたが、倉庫兼講習用ドローンコートということで、独自に、新たに作るということです。

○委員

建築基準法の中でもどこに該当するかという見方が難しいということですね。

○事務局（建築住宅課建築指導担当課長）

建築基準法を担当していますのでお答えいたします。

近年、建築基準法に明記されていない新しい用途が社会的にも増えていまして、施設の名称だけでは判断できない建築物が増えております。

新用途に関する判断については、国や、都道府県、会員などで、色々検討を進めているのですが、今後、全国的な運用の統一に向けた検討が、現段階では期待したいところがあります。

ドローン練習場についても新用途のひとつと言えらると思いますが、想定される用途としましては2つ位考えられます。

1つ目は不特定多数が利用する遊技場的な、遊技目的で使われるドローンの練習場として使われる場合で、スポーツの練習場や、ボーリング場のような遊技場といった用途になると考えられます。

2つ目は、今回のような資格の取得を目的とした場合で、目的をもった特定の方が利用する教習施設ということであれば、建築基準法上、「特殊建築物としての利用性が低い」となりますので、用途とすれば、具体的な名称はありませんが、ある程度床面積が制限を受ける「その他の建築物」ということで、このように大きく2つが考えられると現段階では考えております。

○委員

今回はおそらく後者ですね。

○事務局（建築住宅課建築指導担当課長）

そうです。やはり不特定多数となりますと避難上問題のないように色々な改修が必要となり、設備も必要となりますので、そういったところの違いがあると考えております。

○会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

法律はよくわかりませんが、ドローン自体の規制も、急速に厳しくなっているのでしょうか。

どんどん使えば色々な事故もリスクも出てくるだろうし、そういうことを把握しておいたほうが良いのかもしれないですね。

○事務局（都市計画課総括課長）

イベント等で問題や、ニュースになっていますので、ある程度、規制はあります。その一方で、災害現場等で、人が中々入っていけないところで、飛行機へりを飛ばすほどでもないようなときに活用できますので、それは随分認められてきているのかなと感じます。

○会長

ありがとうございます。それでは、採決します。

議案第1号整理番号15番及び18番を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

本日の公開案件は以上でございます。それでは、ここから非公開案件の議案審議を行います。

（非公開案件議事）

○会長

本日、当審査会に付議された議案は以上です。以上で議案の審議は終了します。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

以上をもちまして、第204回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

（以上）